

激変する情報環境と人権侵害

～ネットで横行するアウティングをふまえて～

2023年9月15日
近畿大学人権問題研究所
主任教授 北口 末広

1、個人データの蒐集と激変する情報環境がもたらす情報環境の変化

- (1) IOT (インターネット・オブ・シングス)・IOSの影響
 - ①あらゆるものがインターネットとつながる
 - ②インターネットにつながる機器も飛躍的に増加
 - ・2022年には350億前後になった
 - ③無数の機器から蒐集(しゅうしゅう)される膨大な情報
 - ④ソーシャルネットワークから蒐集される個人データ
- (2) 2000年に世界の人々の10%しかネットにつながっていなかった
 - ①2022年には、約60%の人々がネットにつながっている
 - ②人々のソーシャルメディア上の動きを追跡(トラッキング)する
 - ③多くの個人データを蒐集(サイト閲覧歴・キーワード検索歴等)
 - ④世論状況や差別意識まで一定程度把握することができる
- (3) ネット検索こそ利用者の思想、信条、偏見、個人データを最も顕著に
- (4) 「いいね」で分析されるプロフィール
 - ①何に対して「いいね」のボタンを押しているか
 - ②ケンブリッジ大学心理センターの二人の研究者が発表した論文
 - ③心理学的手法を駆使すれば
 - ・ユーザーが押した「いいね」ボタンの68個を分析すれば
 - ・ユーザーの属性や支持政党などのプロフィールをある程度明らかに
 - ④より精緻になってターゲット広告からマイクロターゲット広告に
- (5) 蒐集された個人データが、心理学的知見を加えてAIによって分析
 - ①政治・経済・社会に重大な影響を与えている
- (6) 個人を対象にマイクロターゲット広告が
 - ①メタ(フェイスブック)は独自で開発したアルゴリズムによって、
 - ・特定の個人データを解析
 - ・特定個人が好むようなニュースを提供→集団極性化現象へ
 - ②ニュースのラインナップは、その人が好むニュース
 - ③SNSの情報には要注意ー「個人発信型マスメディア」の影響
 - ④ホモフィリー(同類性)とエコーチェンバー(反響室)
 - ・フィルターバブル
- (7) 思想傾向や価値観がより一層過激化する
 - ①人権や差別の分野でも起こっている

- ②より一層偏見や予断が確信的なものに変化
- (8) 個人もマスメディア的位置に（代表格がSNS）
 - ①SNSのフェイク情報に多くの人々は大きな影響を受けている
 - ②ソーシャルメディアには偽ニュース、偽ボタン、偽フォロワーが蔓延
- (9) フェイクがフェイクを生み出す悪循環
 - ①フェイク（虚偽）とファクト（事実）を峻別することが極めて難しい
 - ②SNSのフェイク情報は短文で一挙に多くの人々に伝わる
- (10) MIT（マサチューセッツ工科大学）メディアラボの研究
 - ①フェイクニュースの方がファクト情報より拡散力も拡散速度も速い
 - ・ 拡散力は100倍で拡散速度は20倍
 - ・ デマ情報が圧倒的な影響を与える・防止することが極めて困難
- (11) 私たちは、日々様々な情報に囲まれて生きている
 - ①その影響から逃れることはほぼ不可能
 - ②すべての情報は何らかの操作が行われている
 - ・ その正否を知るすべはほとんどの人びとにはない
 - ③SNSで入ってくる情報は？
 - ・ ほとんどの場合、情報の真偽も精査されていない
 - ・ どの情報が正確な情報かも一般市民にとっては分からない
 - ・ フェイク情報に基づく差別発言
- (12) 差別を助長する偏見が活用される・予断や偏見はフェイクを広める触媒に

2、人はなぜフェイク情報を拡散するのか

- (1) 流言・うわさ・デマとは？
 - ①流言・うわさとは自然に広がる不確かな情報
 - ②デマとは悪意をもった人びとが意図的に広げるフェイク情報
- (2) 流言・うわさ・デマが拡散する条件
 - ①重要であること関心が強いこと
 - ・ 関心が強く重要なことであるほど、流言やデマは発生しやすくなる
 - ②情報のあいまいさや不確かさが原因
 - ・ 正確な情報が分からないことに流言やデマが発生しやすくなる
 - ③不安心理の強度
 - ・ 人々の不安心理が強いほどフェイク情報は発生し広がっていく
- (3) 自分の心理状態・感情に合った情報を求める（情報欲求の高まり）
 - ①怖い・嬉しい・憎い・好き等の喜怒哀楽で情報を収集する
 - ②自身のフィルター（思想信条・喜怒哀楽・趣味嗜好）に基づいて情報収集
- (4) 情報収集は情報伝達欲求につながる
 - ①新しい情報を伝えたい欲求
 - ②人に貢献したいという欲求

- ③認められたいという承認欲求
- ④不安感情を解消したいという欲求
- ⑤不安や興奮状態等による冷静さの欠如による被情報操作性
- (5) IT革命の進化による情報伝達変容
 - ①IT革命の進化とともに情報はより重大な影響を与えるようになった
 - ②フェイクとファクト

3、情報環境の激変と私たちに求められる情報認識・人権認識

- (1) 個人がマスメディア的な位置に
 - ①差別事案とかかわって
 - ・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を克服する能力を
 - ・マイクロアグレッションを行なっていないか
 - ②差別意識や偏見・予断と密接に結びつくフェイク情報を見抜く能力を
 - ・読み・書き・そろばん・情報リテラシー・プログラミング
 - ・情報リテラシーが最重要に
 - ③カミングアウトとアウトティング（さらす行為）の決定的な違い
 - ・悪意あるアウトティング
 - ・マイクロアグレッションとしてのアウトティング
 - ・日常会話で横行するアウトティング
 - ・ネット上のアウトティングは消えない
 - ④個人情報侵害が横行
 - ・自己情報コントロール権の侵害
 - ・個人情報を侵害するアウトティング
 - ・差別につながるアウトティング
 - ・アウトティングは明確な差別発言
 - ・東京高裁の判決文（2023年6月28日）
- (2) 最重要課題は正確な情報認識と時代認識と人権認識
 - ①IT革命の進化によって情報環境が激変
 - ②増大するフェイク情報を見抜く能力を
 - ・ネット情報に踊らされていないか
 - ・多くの人びとがさらされる時代
- (3) 個人情報保護がなぜ重要なのか
 - ①ナチスドイツの歴史から考える
 - ・ユダヤ人大量虐殺の歴史と個人情報
 - ・ドイツでは83年に連邦憲法裁判で
 - ・情報自己決定権を基本的人権として認める判決
 - ②欧州では基本的人権としての個人情報保護

4、ソーシャルメディアの情報拡散の特徴

(1) ソーシャルメディアの情報拡散の特徴と世論形成過程

①情報拡散過程で単純化

- ・単純化・平準化され一部分だけを強調
- ・重要な細部が切り取られていく
- ・強調化されたところだけがさらに増幅され
- ・複雑な議論はなくなる

(2) ソーシャルメディアのフィルター化

①そのフィルターで意見や情報が2極性化

- ・集団極性化現象で社会が分断
- ・冷静な議論が不可能に

②既存メディアも大きな影響を受ける

- ・商業メディアとして迎合せざるを得ない一面

(3) 上記の変化は知識層にも悪影響を

①世間や視聴者への迎合

- ・時代が大衆迎合へ
- ・言論空間や民主主義の劣化へ
- ・気に入らない情報はフェイクと決めつける

(4) 多様な議論ができない状況に

①不寛容や排除が横行する

- ・フィルターバブルがさらに助長

5、ネット上の差別事件の特徴・傾向と個人情報の侵害

(1) 差別扇動を含む過激な内容に

(2) ネット上の差別事件の爆発的増加

(3) 差別意識と差別行為のハードルが低くなっている

(4) 匿名性を高めるネット社会

(5) 差別記述に対する抵抗感を弱めている

(6) 差別だと認識できないデジタル市民の増加

(7) 差別意識がネット空間で強化、増幅されている

(8) SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の普及によって、

①差別意識や思想が過剰に

- ・ホモフィリー（同類性）とエコーチェンバー（反響室）
- ・フィルターバブル

②差別思想がより攻撃的、扇動的に

③AI（人工知能）も悪用されるネット環境

- ・偏見・差別を扇動するフェイク情報をAI（人工知能）が書く

- (9) 事件として発覚していない膨大な差別事件
- (10) 質的に異なるネット環境を悪用した差別事件
 - ①時間的・地理的制約がないこと
 - ②不特定多数の人に情報発信ができる
 - ・マスメディア的だが事実上ルールがない状態
 - ③匿名で証跡が残りにくいこと
 - ④情報発信や複製・再利用が容易であること
 - ⑤場所が不要であること
 - ⑥情報の連鎖性・更新性を持つ
 - ・ミラーサイト・コピーサイトの存在
 - ⑦飛躍的な情報量の増加・フェイク情報の飛躍的な増加

6、デジタル差別身元調査が可能な時代

- (1) ターゲット広告の前提は個人データ
 - ①差別身元調査のデータにもなる
 - ・サイト閲覧歴やキーワード検索歴、「いいね」ボタンの分析
 - ・個人データが蒐集され、社会心理学的知見を加えてA Iで分析
 - ・個人を特定できる
 - ・個人情報を知りたがっている多くの個人や組織に差別的に悪用される
 - ・間違いなく差別身元調査のデータにもなる
 - ・求人活動でも悪用されている現実
 - ②個人のデジタル活動を分析すれば
 - ・個人データを重ねていけば個人を特定できる時代に
 - ・デジタル差別身元調査はアナログ的身元調査と異なる
 - ・ビッグデータのA I分析も活用できる
 - ・不特定多数の個人データを重層化することによって
 - ・特定個人の人物像を構築することも可能に
 - ③容易に個人データを重ねることができれば
 - ・情報が重なることによって、人権侵害につながる情報になる
 - ・一つの情報だけではセンシティブ（機微）情報でないものが
 - ・重なることによってセンシティブ情報になる
 - ・ネット上ではそれが容易に可能になる
 - ・「社会的差別を受けうる情報」に変化
- (2) センシティブ情報とは
 - ①政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報と定義
 - ②情報漏えいによって社会的差別を受けうる情報

7、ネット時代をふまえた情報リテラシー教育の重要性

(1) 多くの人々の情報リテラシー能力は決して高くない

①日本は世界的に見れば識字率の高い国

・だが日本において情報リテラシー教育はほぼ行われていない

②文章を正確に理解する読解力や文章力は高くない

・「機能的識字」能力は不十分

③フェイクニュースや世論操作に対する耐性はそれほど高くない

・ディープフェイクに対する耐性はほとんどない

(2) メディアリテラシーとともに情報リテラシー教育を

参考資料①

①ホモフィリー（同類性）とは、人は同じような属性を持つ人々と「群れる」という考えをベースに、個人を同類の他者と結びつけることを重視するソーシャルネットワークの基盤的な考え方。

②エコーチェンバー（反響室）とは、考え方や価値観の似た者同士で交流し、共感し合うことにより、特定の意見や思想、価値観が、拡大・強化されて大きな影響力をもつ現象。

③フィルターバブルとは、自身の考え方に近く、読みたいと思うような情報ばかりが提供されると思想傾向や価値観が極端になる現象。

・個々人もSNS上でそのような情報ばかりを探すようになり、さらなる悪循環に陥ってしまう。

参考資料②

情報リテラシーチェックリスト

①異なる意見に触れる

②自分のバイアスを知る（とりわけアンコンシャス・バイアスに気づく）

③情報の真否を確認する

④信じている情報で社会はどうなるかを考える

⑤情報の発信元と情報源を確かめ情報媒体を精査する

⑥レッテル貼り（ネームコーリング）が行われていないか精査する

⑦情報の狙いを精査する

⑧情報の5W1Hを確かめる（部分的な情報でないか）

⑨悪質な「証言利用」が行われていないか精査する

⑩情報が広告なのか報道なのか等の種類を正確に知る

⑪偏見、予断等に迎合していないか精査する

⑫バンドワゴンに騙されない（多くの人が信じている）ことに迎合しない

⑬掲載データを精査する

参考資料③

東京高裁「全国部落調査」裁判判決（2023年6月28日）の一部・P21～24

○人格権に基づく法的救済

部落差別は、我が国の封建社会で形成された身分差別により、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、一定の地域に居住することが余儀なくされたことに起因して、本件地域の出身であることなどを理由に結婚や就職を含む様々な日常生活の場面において不利益な扱いを受けることである。上記のような部落差別は、差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、許容することができないものであることはいうまでもないところ、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなり、同和対策事業特別措置法等により経済的な面における差別は改善されたといえるとはしても、本件地域の出身者であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が依然として存在していることは、①昭和40年に同和対策審議会答申が同和問題の解決を国の責務であり国民的課題とし、平成12年に施行された人権教育啓発推進法に基づく基本計画において同和問題に関する国民の差別意識が根強く存在していることを指摘して、これまでも同和問題の解決に向けた様々な取り組みが行われてきたにもかかわらず、平成28年に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として、部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、②大阪府が平成17年に実施した意識調査において、多くの者が「同和地区にある物件は避けると思う」と回答し、③同法に基づき法務省人権擁護局が行なった実態調査においても、「結婚相手や交際相手が旧同和地区の出身者であるか否か気になるか」との質問に対し、15.7%の者が「気になる」と回答したこと、④これまで戸籍謄本等の不正取得が繰り返され、平成20年に戸籍法が改正されて第三者による戸籍謄本等の交付請求が制限されたものの、依然として身元調査を目的とした戸籍謄本の不正取得が絶えないことなどに照らし、明らかである。

憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身者等であるという理由だけで不当な扱い（差別）をするものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別

であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身者等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実）等に鑑みると、本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。

本件地域の所在に関する情報である本件地域情報は、これのみをもって又はときに他の情報と相まって、本件地域の出身等であることを推知させる情報となるものである。したがって、本件地域情報の公表により本件地域の出身等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。

北口末広 プロフィール

近畿大学人権問題研究所・主任教授

1956年大阪市生まれ

京都大学大学院修了（法学研究科修士課程）国際法専攻

現在、 三重県四日市市同和行政推進審議会委員

学校法人親和学園学事顧問

（一財）おおさか人材雇用開発人権センター副理事長

（一財）アジア・太平洋人権情報センター顧問

（一財）大阪教育文化振興財団理事

（一社）部落解放・人権研究所理事

（社福）リベルタ理事長

（特定非営利活動法人）ニューメディア人権機構理事長

NPO多民族共生人権教育センター理事 他

編著書 「入門部落問題一問一答（1）」日本語版・英語版（単著）

「人権社会のシステムを」（人権ブックレット55）（単著）

「人権の時代をひらくー改革へのヒント」（単著）

「人権の時代をひらくー創造へのヒント」（単著）

「人権相談ハンドブックー暮らしに役立つQ&A」（共著）

「変革の時代ー人権システム創造のために」（単著）

「人権相談テキストブック」（共著）

「必携エセ同和行為にどう対応するか」（共著）

「格差拡大の時代ー部落差別をなくすために」（単著）

「ゆがむメディアー政治・人権報道を考える」（単著）

「21世紀と人権ー科学技術・メディア・格差社会について考える」（単著）

「ガイドブック部落差別解消推進法」（共著）

「ネット暴発する部落差別ー部落差別解消推進法の理念を具体化せよ」（単著）

「激変する社会と差別撤廃論ー部落解放運動の再構築にむけて」（単著）

「科学技術の進歩と人権ーIT革命・ゲノム革命・人口変動をふまえて」（単著）

「ゆがむメディアゆがむ社会ーポピュリズムの時代をふまえて」（単著）他